松田町職員の懲戒処分について

地方公務員法に基づく職員の懲戒処分を行いましたので、『松田町職員の懲戒処分の指針』第7の公表基準に基づき公表します。

１ 懲戒処分の対象職員について

懲戒処分者		政策推進課 主任主事　30歳代　男性
	事案の概要	全庁共有のファイルサーバに保管されている、他所属のフォルダに繰り返しアクセスし、職員の個人情報を不正に閲覧した。また、この行為に関する調査においても虚偽の証言を行った。 ※なお、外部への情報の漏洩は確認されていません。
	処分内容	戒告
	処分年月日	令和８年10月30日

２ 再発防止について

一部の職員が他所属のフォルダにアクセスできる運用をやめ、また、職員の個人情報のデータ管理についても、パスワードの設定又は専用ファイルサーバでの管理を必須化し、情報セキュリティの強化と綱紀粛正に取り組んでまいります。

【問合せ先】総務課庶務係　0465-83-1221